

彦根城博物館収蔵品等英語解説文等整備業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

彦根城博物館（以下、「本館」という。）は、井伊家に伝来した美術工芸品や古文書等を中心に約76,000件の資料を収蔵し、年間11回の展示替を行いながら、1回約80点を常時展示している。これら資料の解説については、展示室に展示題簽や分野ごとの展示解説シート（20種類）を設置しているほか、選りすぐりの館蔵品については「井伊家伝来の名宝」として5つの分野に分けて紹介する日本語の図録（彦根城博物館編『“ほんもの”との出会い 井伊家伝来の名宝』1～5。以下、『名宝図録』という。）を刊行している。しかし、外国人に向けた情報発信は、展示室に設置している英文の展示解説シート（12種類）を除くと、作品名称や概要文を英訳して紹介する程度に留まり、著しく不足している状態にある。

また、英文展示解説シート以外の英文は、日本語原稿を直訳したものに近く、日本の歴史や文化についての背景的な知識を持たない外国人には理解が難しいものとなっており、内容も外国人の興味・関心を反映させたものとはなっていない。

本館や館蔵品などの価値や魅力をわかりやすく外国人に伝え、今後増加が見込まれるインバウンド受容に応えるためには、日本語版『名宝図録』に相当するようなものを外国人目線で一から編集し、英語版『名宝図録』や展示題簽、館内の解説文やホームページなどに活用可能な、写真なども多用した素材を整備する必要がある。そこで、本館や館蔵品について外国人に発信する素材の内容構成の企画、および展示解説パネル用の英文の提案を求め、優れた提案書を委託業務請負候補者として選定する。

2 一般事項

- (1) 名 称：彦根城博物館収蔵品等英語解説文等整備業務に係る公募型プロポーザル
- (2) 趣 旨：本プロポーザルは、本館や館蔵品などの価値や魅力をわかりやすく外国人に伝えるため、発信する情報の内容構成の企画案、および展示解説パネル用の英文案の提出を求め、委託業務請負候補者を選定するものである。
- (3) 選定方式：本プロポーザルは公募型とし、彦根城博物館収蔵品等英語解説文等整備業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」といい、その組織構成員を「審査委員」という。）において選定する。
- (4) 業務内容：
 - ア 業務名：彦根城博物館収蔵品等英語解説文等整備業務
 - イ 工期：契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで
 - ウ 業務内容：
 - (ア) 本館や館蔵品の価値や魅力を外国人にわかりやすく発信する素材の内容構成の企画
 - (イ) (ア)に係る英語解説文の制作
 - (ウ) (ア)に係る英語解説文や写真などのレイアウトデータの制作

エ 予算額：12,487,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）

オ 要求事項：彦根城博物館収蔵品等英語解説文等整備業務仕様書のとおり

3 参加申込者の資格要件

本プロポーザルの参加申込者は、次のすべての資格要件を満たすこと。

- (1) 過去5年間に、観光庁や文化庁による支援事業において、英語を母国語とするネイティブライターによる書き下ろしを要件とした、博物館の作品や展示の英語解説文作成を受注、納品した実績があること。
- (2) 国税および地方税を完納していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱（令和元年彦根市告示第104号）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) 彦根市入札参加資格者実態調査実施要項（平成26年彦根市告示第258号）に基づく改善指導を受けた場合、既に改善済みであることが確認されている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続きの申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 彦根市暴力団排除条例（平成23年彦根市条例第17号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 次のアからオまでの要件に該当する者であること。

ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 提出書類

本プロポーザルへの参加申込者は、「彦根城博物館収蔵品等英語解説文等整備業務に係る公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下、「提出書類作成要領」という。）」（別添1）に従い、次の書類を提出すること。なお、提出書類様式は、彦根市ホームページから出力すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書兼同意書（様式2）
- (3) 委任状（様式3）および営業所一覧表（支店等から参加する場合のみ）
- (4) 納税証明書（国税、都道府県税および市町村税、本社および委任先ともに必要）
- (5) 参加申込者の会社概要がわかる書類（任意様式）
- (6) 過去5年間に、観光庁や文化庁による支援事業において、英語を母国語とするネイティブライターによる書き下ろしを要件とした、博物館の作品や展示の英語解説文作成を受注、納品した実績がわかる書類（任意様式）
- (7) 本業務の実施体制がわかる書類（任意様式、ただし、ライター、エディター、監修者を含めること）
- (8) (7)の内、ライター、エディター、監修者の実績がわかる書類（任意様式）
- (9) 提案書（任意様式）
- (10) 見積書（任意様式）

5 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和3年11月22日(月)午後5時00分まで（必着）
- (2) 提出先：彦根市教育委員会事務局彦根城博物館学芸史料課（事務局）
- (3) 提出方法：持参または郵送（ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと。）

6 質問等

質問は、質問書（様式4）により提出すること。

- (1) 提出期間：令和3年11月8日(月)から同年11月11日(木)まで（彦根市の休日を含める条例（平成2年条例第12号）第1条に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）の午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 提出先：彦根市教育委員会事務局彦根城博物館学芸史料課（事務局）
- (3) 提出方法：持参、FAXまたは電子メール（ただし、質問の未到着を防ぐため、電話による事前、事後の確認を行うこと。）
- (4) 回答方法：質問内容を取りまとめ、彦根市ホームページに掲載する。
- (5) 回答日：令和3年11月16日(火)
- (6) その他：
 - ア 質問および質問に対する回答は、本実施要領、仕様書および提出書類作成要領の追補とみなす。
 - イ 質問書（様式4）以外の手段で提出された質問に対しては回答しない。
 - ウ 質問の内容によっては、回答できない場合がある。

- エ 質問に対する回答において、事業者名等は公表しない。
- オ 質問がない場合は、彦根市ホームページに掲載しない。

7 業務請負候補者の審査、選定方法および評価基準

(1) 審査、選定方法

参加申込者が作成し、提出した提案書等について「提案評価基準」（別添2）に基づき評価を行い、評価点集計を行う。審査方法は、評価項目ごとの合計点数で競うものとする。

ア 失格事項確認

参加申込者の「11 失格事項」該当の有無について、事務局が提出書類等の確認を行い、該当しない場合はその者を書類審査へ進むプロポーザル提案者（以下、「提案者」という。）とする。

イ 書類審査

提案者が作成し、提出した提案書等について、審査委員が提案評価基準に基づき評価を行い、評価点の集計を行う。

なお、審査は、令和3年12月3日(金)に行う。

(2) 審査委員会

提案者の中から、事業請負候補者を選定するための最終審査は、審査委員会が行う。

ア 審査委員会は、提案評価基準に基づき評価を行い、総合評価点の多い順に順位を決定し、最多得点の提案者を事業請負候補者とし、第2位を次点候補者とし、第3位を第3候補者とする。ただし、総合評価点において満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。また、得点と同点の場合には、提案価格の低い提案者を優先する。

イ 審査委員会名簿

事業請負契約締結後に公表する。

(3) 審査結果の通知、公表

審査結果については、参加申込者に通知するとともに、彦根市ホームページに掲載する。

審査結果の通知および公表については、令和3年12月6日(月)に行う予定である。なお、参加申込者の事業者名等は公表しない。

(4) 審査結果等に対する説明

上記(3)の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して審査結果に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

8 日程（一部予定を含む）

- (1) 公募型プロポーザル実施要領の公表：令和3年11月1日(月)から
- (2) 参加申込み（提出書類）の受付期間：令和3年11月2日(火)から
令和3年11月22日(月)まで

- (3) 質問書の受付期間：令和3年11月8日(月)から
令和3年11月11日(木)まで
- (4) 質問書に対する回答期間：令和3年11月16日(火)
- (5) 書類審査（予定）：令和3年12月3日(金)
- (6) 審査結果の通知、公表（予定）：令和3年12月6日(月)
- (7) 契約の締結（予定）：令和3年12月6日(月)

9 契約の締結

「7 業務請負候補者の審査、選定方法および評価基準」により選定した、業務請負候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。

なお、業務請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。さらに、次点候補者とも契約が成立しない場合は、第3候補者から見積書を徴する。

10 著作権および提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

(2) 提出書類

市は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書が無償で使用できるものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に定める手続以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められる場合

12 その他

- (1) 市は、業務請負候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替および再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、原則として本業務以外に使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、彦根市情報公開条例（平成14年条例第56号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

- (6) 業務請負契約が成立するまでの間において、参加申込者が「11 失格事項」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて市が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (8) 参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

13 問合せ、提出書類提出先

彦根市教育委員会事務局彦根城博物館学芸史料課

(住所) 〒522-0061 彦根市金亀町1番1号

(TEL) 0749-22-6100

(FAX) 0749-22-6520

(Email) museum@mx.hikone.ed.jp